

「まちづくり改革プラン（行政改革大綱見直し編）（案）」 に関するパブリックコメントの募集結果

「たつの市市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱」に基づき、「まちづくり改革プラン（行政改革大綱及び実施計画見直し編）（案）」についての意見公募を行ったところ、市民の皆さんから貴重なご意見をお寄せいただきました。

提出いただいたご意見については、趣旨を損わないように要約した内容とそれに対する市の考え方を作成しました。

ただし、今回の「まちづくり改革プラン（行政改革大綱及び実施計画見直し編）（案）」と直接関係のない意見は除きます。

1 パブリックコメントの概要

(1) **意見募集期間** 平成22年9月10日（金） ～ 平成22年9月30日（木）

(2) **意見提出状況** 1名（持参）

(3) 意見の概要

意見の対象箇所		項目
行政改革大綱・実施計画全体（1件）		「地域主権」の用語について
行政改革大綱（2件）	まちづくり改革・5つの方策	自治体経営の基盤強化、市役所の機能強化と意識改革
実施計画（4件）	実施計画全体	住民満足度等の成果分析手法
	改革の重点目標	税の公平性の確保
	具体的取組項目	職員数の見直し、入札制度の改革

2 意見内容と市の考え方

<行政改革大綱・実施計画全体（1件）>

項目	提出された意見の概要	市の考え方
<p>「地域主権」の用語について</p>	<p>「行政改革大綱（見直し編）」表題が、「地域主権の確立に向けた、まちづくり改革プラン」となっており、本文中でも「地域主権」が数ヶ所で使用されている。</p> <p>この「地域主権」という用語は、民主党マニフェストに登場して以来、頻繁に使用され、社会的な認知は得ているように見えるが、正確な解釈・定義は、明確ではなく識者の意見も分かれている。</p> <p>民主党政権では、「地域主権戦略大綱」を決定し、その中で「地域主権改革」を定義し、「地域主権」においても概念的には「国民主権」を構成する一部分であると理解されるが、明確な定義はされていない。</p> <p>本来、「主権」とは、①統治権、②統治の独立・最高性、③統治の最高決定権（「国民主権」や「住民主権」）、の3つだけしか、歴史的、国際的かつ学問的に普遍性のある定義としての意味はないといわれているのが通説である。仮に、「地域主権」なるものを認めれば「地域がその地の統治権を持つ」という地域国家を認め、国の形は連邦制に移行するという意味以外にありえない。</p> <p>日本国憲法では、前文の中に「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と明記しており、国民が国における唯一の主権者であり、それ以外には居ないのである。</p> <p>これを地方にあてはめると、広義に解釈しても、その地域における主権者は、国民としての人格を有する「地域住民」しか該当しないだろう。ましてや、人格を有しない「地域」という概念に対して「主権者」と定義することは決してできないことは明らかである。</p>	<p>合併後5年間、本市が進めてきた市政運営は、市民一人ひとりが自ら考え、自ら行動し、地域内での強い連携と協力したまちづくりであります。</p> <p>このことは、国が示した「地域主権」での考え方と一致するものと判断しました。</p>

	<p>地方自治体の将来に向けての指針を規定する重要な公文書において、解釈・定義が明確でない「地域主権」なる用語を用いることは避けるべきで、「住民自治」「住民主権」等、適切な用語を用いるべきである。使用するのであれば、「用語説明」等の配慮がなされるべきであると考えます。</p>	
--	--	--

< 行政改革大綱（2件） >

項目	提出された意見の概要	市の考え方
自治体経営の基盤強化	<p>「市税等の収納率は市政に対する市民からの信頼度を示すバロメーターであるとの認識をもって、市民満足度の向上に向けた行政運営の改善に努めつつ」の文章を追加すべき。</p>	<p>「市税等の収納率」と「市民満足度の向上」とは、課題対策において性質を異にすべきものであると考えています。</p>
市役所の機能強化と意識改革	<p>「本庁方式への移行」に当たっては、関係地区住民全体を対象とした意見聴取及び周知説明を行うことを前提とすること。</p>	<p>本庁方式への移行については、市町合併以後、段階を踏んだ形で、現在、進めています。その過程において、「まちづくりの集い」や「地域審議会」等で広く住民の意見をお聴きしています。</p>

<実施計画（4件）>

項 目	提出された意見の概要	市の考え方
住民満足度等の 成果分析手法	これまで、「加速アクションプログラム」に基づく実施の成果として数値の累計で表現されていたが、これだけでは住民満足度を含めた真の行政改革の成果が判断しにくい。分かり易い成果分析手法の検討をしてほしい。	実施計画中の各取組項目において、これまでの効果額の数値での成果分析にそぐわない項目については、新たな成果分析の手法を検討して行きます。
税の公平性の確保	「税の公平性の確保のため、市税収納率の向上に努め、目標年次の一般市税・現年度分収納率 98.5% を目指す。」とあるのを、「 <u>市民満足度の向上を図り、</u> 市政への信頼性の向上と税の公平性の確保を図るため、市税収納率の向上に努め、目標年次の一般市税を現年度分収納率 98.5% 、 <u>過年度滞納繰越分収納率 20%</u> を目指す。」と修正する。	「市税等の収納率」と「市民満足度の向上」とは、課題対策において性質を異にすべきものであると考えています。 また、改革の重点目標としては、他自治体との比較を行う指標として一般的に用いられる現年度分収納率を明記しています。 なお、過年度滞納繰越分の目標については、現在の収納率を勘案しながら、具体的取組項目の中で明示しています。
職員数の見直し	議員、非常勤特別職員等に対する「報酬」等について、適正化を図るための取組項目を追加すべき	市議会議員及び特別職の報酬については、「たつの市特別職報酬等審議会」で別途、適正化に取り組んでおり、非常勤特別職員の報酬については、類似自治体と比較検討の上、適宜、見直しを行っています。
入札制度の改革	「電子入札の本格導入完了」として取組を完了しているが、今後とも透明・公正な事業を推進するうえでも継続強化する必要がある。	市の入札については、入札制度並びに入札工事の内容から入札結果までを市ホームページ等において公表しており、すでに透明・公正の確保が図られていると考えます。